

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書等発行業務のご案内

業務のご案内

当センターでは、省エネ住宅ポイント制度の対象となる住宅が、基準を満たすことを証明する登録住宅性能評価機関として、平成27年2月23日から新築住宅に係る「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」及び「省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書」の発行に関する業務を実施しています。

■業務範囲

業務区域	北海道全域
業務範囲	一戸建ての住宅及び共同住宅等 ※省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書の発行業務については、木造の建築物で階数が2以下かつ延べ面積が500㎡以内のものに限ります

■業務の流れ



■依頼図書等

[こちらをクリック](#)

■証明手数料

[こちらをクリック](#)

■関連リンク

[国土交通省省エネ住宅ポイント事務局](#)

■お問い合わせ先

一般財団法人北海道建築指導センター 審査部審査課
TEL011-241-1897 FAX011-232-2870

依頼図書等

○省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼

書類名	摘要	提出部数	形式	更新日
省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書	別記様式1号	各2 (正・副)	Excelファイル	2015/2/23
図書及び書類	外皮性能の審査に必要な図書、外皮性能が確認できる書類（評価書等を活用する場合）、設置する設備機器等が明示された図書（一次エネルギー消費量等級、トップランナー基準等による場合）	各2 (正・副)	—	—
省エネ住宅ポイント対象住宅（共同住宅等）適合性確認シート	省エネ住宅ポイント対象住宅基準（共同住宅等）による場合	各2 (正・副)	Excelファイル	2015/2/23
委任状(参考様式)	代理人による手続きの場合	1 (正)	Wordファイル	2015/2/23
手数料振込証貼付台紙	手数料振込証等の写し添付	1 (正)	Excelファイル	2015/2/23
手数料振込証貼付台紙記載要領			PDF	2015/2/23

○変更省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼

書類名	摘要	提出部数	形式	更新日
変更省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書	別記様式3号	各2 (正・副)	Excelファイル	2015/2/23
図書及び書類※1	外皮性能の審査に必要な図書、外皮性能が確認できる書類（評価書等を活用する場合）、設置する設備機器等が明示された図書（一次エネルギー消費量等級、トップランナー基準等による場合）	各2 (正・副)	—	—
省エネ住宅ポイント対象住宅（共同住宅等）適合性確認シート※1	省エネ住宅ポイント対象住宅基準（共同住宅等）による場合	各2 (正・副)	Excelファイル	2015/2/23
委任状(参考様式)	代理人による手続きの場合	1 (正)	Wordファイル	2015/2/23
手数料振込証貼付台紙	手数料振込証等の写し添付	1 (正)	Excelファイル	2015/2/23
手数料振込証貼付台紙記載要領			PDF	2015/2/23

※1 変更に係る部分に限る

○省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明依頼

書類名	摘要	提出部数	形式	更新日
省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明依頼書	別記様式7号	各2 (正・副)	Excelファイル	2015/2/23
図書及び書類	耐震改修前の図書・耐震診断書、耐震改修後の図面・耐震診断書（または耐震補強計算書）、耐震改修工事の写真、依頼される住宅の所在地及び建築年月日が確認できる図書（例：登記事項証明書、確認済証、固定資産税の課税証明書、建築年月日が記載された耐震診断書）	各2 (正・副)	—	—
委任状(参考様式)	代理人による手続きの場合	1 (正)	Wordファイル	2015/2/23
手数料振込証貼付台紙	手数料振込証等の写し添付	1 (正)	Excelファイル	2015/2/23
手数料振込証貼付台紙記載要領			PDF	2015/2/23

○届出等関係書類

書類名	摘要	提出部数	形式	更新日
取り下げ届	省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼の場合	1 (正)	Wordファイル	2015/2/23

証明手数料

○省エネ住宅ポイント対象住宅証明適合審査料金（消費税込み）

種別	適用するポイント基準	一般	評価書等利用※
一戸建ての住宅	省エネルギー対策等級	21,600円	10,800円
	断熱性能等級		
	住宅事業建築主基準		
	一次エネルギー消費量等級	27,000円	
共同住宅等	省エネルギー対策等級	32,400円	21,600円
	断熱性能等級		
	省エネ住宅ポイント対象住宅基準（共同住宅等）	54,000円	27,000円
	一次エネルギー消費量等級	86,400円	32,400円

- 共同住宅等については、適合審査料金に適合審査を行う戸数一戸当たり2,160円（1,080円）の料金を加算する。
- 併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅）及び審査対象住戸が一住戸の場合は一戸建ての住宅の料金（省エネ住宅ポイント対象住宅基準（共同住宅等）による場合は、住宅事業建築主基準の料金）を適用する。

※評価書等利用とは、設計住宅・建設住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書・技術的審査適合証、フラット35S適合証明書（省エネルギー性）、型式住宅部分等製造者認証書等の結果を活用し、外皮性能の審査を省略することができる場合をいう。ただし、評価書等と異なる断熱性能による場合は一般料金とする。

○変更省エネ住宅ポイント対象住宅証明適合審査料金（消費税込み）

種別	適用するポイント基準	一般
一戸建ての住宅	省エネルギー対策等級	5,400円
	断熱性能等級	
	住宅事業建築主基準	
	一次エネルギー消費量等級	10,800円
共同住宅等	省エネルギー対策等級	16,200円
	断熱性能等級	
	省エネ住宅ポイント対象住宅基準（共同住宅等）	27,000円
	一次エネルギー消費量等級	43,200円

- 共同住宅等については、適合審査料金に適合審査を行う戸数一戸当たり1,080円の料金を加算する。
- ※直前の適合審査を他機関が行っている場合は、新たに省エネ住宅ポイント対象住宅適合審査の依頼を受けたものとして、別表2に掲げる料金を適用する。

○省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明適合確認料金（消費税込み）

一戸建ての住宅	木造（階数が2以下かつ延べ面積が500㎡以内）	32,400円
共同住宅等		54,000円

○再発行料金（消費税込み）

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書等を再発行する場合の料金	一通につき2,160円
------------------------------	-------------